

慶應義塾大学入学合格者認定試験問題（法務研究科）

2025年3月7日（金）9:00 施行			
科目名	商法		
試験時間（正味） 40分	ペン書き指定 黒のみ	持込	判例・書込・解説なし六法のみ可

以下の問（1）～問（8）に答えなさい。適用条文または根拠条文がある場合は、それも挙げること。また、見解の対立がある場合には、最高裁判例があればその見解に拠ること。（問（1）～問（6）は各10点、問（7）及び問（8）は各20点〔100点満点〕。）

- (1) 会社法上の公開会社でない会社（非公開会社）とは、どのような会社を指すか。
- (2) 株券発行会社の株式の譲渡は、どのような方法で行うか（どのようにすれば当事者間で譲渡の効力が生じるか）。
- (3) 株式会社の取締役の経営判断の誤りが善管注意義務違反になるか否かは、どのような基準によって判断されるか。
- (4) 公開会社である甲株式会社（以下「甲社」という）は、取締役会決議を経て、全株主に対し、2025年1月22日に口頭で招集通知を行ったうえで、同月29日に株主総会で取締役の選任について決議した（以下「本件株主総会決議」という）。
甲社の株主Xは、本件株主総会決議の効力を争いたいと考えている。2025年3月7日の時点で、Xとしては、どのような訴えを提起して、どのような請求をすることが考えられるか。また、かかるXの請求は認められるか。
- (5) 甲株式会社が代表権も代理権もない取締役Aに「副社長」という肩書きの使用を認めていたところ、Aが「甲株式会社取締役副社長」の名で、Bとの間で売買契約（以下「本件契約」という）を締結した。Bが甲社に対し、本件契約に基づく債務の履行を請求した場合、甲社はそれに応じなければならないか。なお、Bは、Aが甲社の代表権・代理権を有しないことにつき、善意・無重過失であった。
- (6) 取締役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という）には、A、BおよびCの3名の取締役がおり、そのうちCは、全く会社経営に関与していない名目だけの取締役である。甲社では、Cに招集通知を発しないまま、取締役会が開催され、AおよびBの賛成の

議決権行使により、A を代表取締役に選定する決議が行われた（以下「本件取締役会決議」という）。本件取締役会決議の効力はどうか。

(7) 甲株式会社（以下「甲社」という）は取締役会設置会社であり、定款において、発行する株式全部の内容として、譲渡による当該株式の取得について甲社の取締役会の承認を要することを定めている。甲社の定款所定の発行可能株式総数は1株当たり100株、発行済株式総数は50株である。甲社の株主は、A、B およびC の3名であり、それぞれ20株、20株、10株を保有している。また、客観的な資料に基づき、合理的な方法で算定された甲社株式の価値は1株当たり100万円である。

甲社がM に引受けの勧誘をした上で、M に対して20株の株式を、払込金額を100万円（合計2000万円）として発行しようとする場合、どのような手続で募集事項を決定すべきか。また、その手続を欠いた場合、そのことは株式発行の無効原因に当たるか。なお、会社法200条（募集事項の決定の委任）が定める手続には言及しなくてよい。

(8) 甲株式会社（以下「甲社」という）は1種類の株式のみを発行する公開会社である。A は、株主名簿上の株主B から甲社の株式100株（以下「本件株式」という）を有効に譲り受けたが、名義書換請求を怠っていた。このため本件株式の株主名簿上の株主はB のままになっていた。

甲社は、2025年2月4日に開催された株主総会（以下「本件株主総会」という）において、本件株式につきB ではなくA に議決権を行使させた。その結果、A が賛成の議決権行使したことにより、取締役選任議案を可決する旨の決議（以下「本件株主総会決議」という）が成立した。

そのことに不満のある甲社の株主X は、本件株主総会決議の効力を争いたいと考えている。同年3月7日の時点で、X はどのような訴えを提起して、どのような主張をすることが考えられるかを述べた上で、かかるX の主張が認められるかについて論じなさい。なお、甲社は本件株主総会における議決権の行使につき、基準日の定めをしていないものとする。

以上